

軽自動車税の税率が変わります！

軽自動車税は、毎年4月1日時点において軽自動車等を所有している方に課される税金です。平成28年度分以降は、一部の車両を除いて、軽自動車税の税率が変更されます。

また、三輪以上の軽自動車には、初度検査年月及び燃費基準による特例措置が設けられており、細かく税率が分かれます。なかには、環境性能によって、標準税率よりも税率が軽くなる場合があります。

詳しくは、『三輪以上の軽自動車』及び『二輪車等』の各表をご覧ください。

平成28年4月1日から
軽自動車の税率が変わるよ



《三輪以上の軽自動車》

三輪以上の軽自動車は、初度検査年月と燃費基準によって税率が異なります。

車種区分		平成27年4月1日以降に初度検査を受けた軽自動車				平成27年3月31日までに初度検査を受けた軽自動車	
		標準税率 (平成28年度分以降の各年度の税率)	グリーン化特例 ^{※1} (取得の翌年度分に限る。)			標準税率 (平成28年度分以降の右記(経年車)以外の各年度の税率)	経年車重課 ^{※2} (初度検査から13年超の経年車に係る各年度の税率)
			概ね75% 軽減(1)	概ね50% 軽減(2)	概ね25% 軽減(3)		
四輪	乗用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	7,200円	12,900円
	貨物用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	4,000円	6,000円
	乗用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	5,500円	8,200円
	貨物用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	3,000円	4,500円
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	3,100円	4,600円

特例措置に該当する車両は課税当初から特例税率が適用されますので、

特例の適用を受けるための申請はありません！

特例措置 グリーン化特例^{※1}

平成27年4月1日から平成29年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた軽四輪車等について、一定の環境性能(燃費基準)を有していれば、取得の翌年度1年分に限り、税率を軽減する特例措置です。

各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています

《グリーン化特例の燃費基準》

- 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)
 - 乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ、平成32年度燃費基準+20%達成車
貨物用:平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ、平成27年度燃費基準+35%達成車
 - 乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ、平成32年度燃費基準達成車
貨物用:平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ、平成27年度燃費基準+15%達成車
- (2)(3)は、揮発油(ガソリン)を内部機関の燃料とする軽自動車に限ります。

特例措置 経年車重課^{※2}

初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した軽四輪車等について、標準税率の概ね20%を重課する特例措置です。(ただし、電気、天然ガス、(混合)メタノール、ハイブリッド、被けん引自動車を除きます。)

登録から13年を超えると
税率が上がるんだね

グリーン化特例は
1年分だけ特例を
受けられるんだね

